令和８年　４月　２３日

保護者の皆様へ

施設長 小沼　順子

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	85,242	85,802	85,802	147,802	148,542	148,842	148,842	148,842	143,032	143,372	141,602	148,462
		3歳児	85,242	85,802	85,802	85,062	85,802	86,102	86,102	86,102	80,292	70,062	68,292	75,152
		4歳以上児	64,272	64,832	64,832	64,092	64,832	65,132	65,132	65,132	59,322	59,472	57,702	64,562
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	233,430	233,330	233,320	233,150	233,220	233,210	233,190	233,180	233,180	233,470	233,210	241,940
	短時間		229,460	229,360	229,350	229,180	229,250	229,240	229,220	229,210	229,210	229,500	229,240	237,970
	標準時間	1・2歳児	132,210	132,110	132,100	131,930	132,000	131,990	131,970	131,960	131,960	132,250	131,990	140,720
	短時間		128,240	128,140	128,130	127,960	128,030	128,020	128,000	127,990	127,990	128,280	128,020	136,750
	標準時間	3歳児	70,300	70,200	70,190	70,020	70,090	70,080	70,060	70,050	70,050	60,300	60,040	63,600
	短時間		66,510	66,410	66,400	66,230	66,300	66,290	66,270	66,260	66,260	56,510	56,250	59,810
	標準時間	4歳以上児	50,210	50,110	50,100	49,930	50,000	49,990	49,970	49,960	49,960	50,250	49,990	53,550
	短時間		46,450	46,350	46,340	46,170	46,240	46,230	46,210	46,200	46,200	46,490	46,230	49,790

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	3,180	4,410	4,900	3,430	730	4,900	4,900	4,410	3,670	3,670	4,410	3,670
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900